

来島家族の会 （今治市地域家族会） 会則

- 第1条 本会を来島家族の会（今治市地域家族会）と名称する。
- 第2条 本会を家族の会の事務所を会長宅に置く。
- 第3条 本会は、精神障がい者家族同士の親睦を深め協力して精神保健活動の医療、福祉の向上、社会復帰、社会参加の促進を図り精神障がい者やその家族の幸せを目指すことを目的とする。
- 第4条 本会の会員は、次のとおりとする。
- (1) 今治市に在住する精神障がい者の家族（正会員）で会費を納付した者。
 - (2) 本会の趣旨に賛同する者（賛助会員）で賛助会費を納付した者。
- 第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学習会及び研修会
 - (2) 定例会
 - (3) 精神障がい者及び家族の親睦を図る事業
 - (4) 医療機関など関係諸団体の協力を得て、精神医療の充実を図り精神障がい者の社会復帰、社会参加を促進する事業。
 - (5) 地域住民、関係諸団体の理解と協力を得て、精神障がい者の人権を守り福祉の向上を図る事業
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|----------|-------|--------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 | | |
| (2) 副会長 | 3 名以内 | | |
| (3) 事務局長 | 1 名 | 事務局長補佐 | 1 名 |
| (4) 会計 | 2 名以内 | | |
| (5) 理事 | 若干名 | | |
| (6) 監事 | 2 名 | | |
- 第7条 役員の選任等については次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長、事務局長、会計、理事及び監事は理事会で推薦し、総会で承認する。
 - (2) 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐する。
 - (3) その他会長は、理事会の承認を得て、顧問・相談役を置くことができる。
- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (1) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 会議は総会及び理事会とする。
- (1) 会議は正会員の出席者の過半数の賛成を得て決す。
 - (2) 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の2

分の1以上の請求があったときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

(3) 理事会は会長が必要に応じて随時開催する。

第10条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 会則の改廃
- (4) その他重要な事項

第11条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議事
- (2) その他重要な事項

第12条 本会は次に掲げる収入をもって諸活動にあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 助成金
- (4) その他

第13条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、一世帯年額 3,600 円（月額 300 円）とする。
- (2) 賛助会員の会費は一口年会費 1,000 円とする。

第14条 会員が死亡した場合は、会計から弔慰金 1 万円を支出するものとする。

会員の家族である精神障がい者が死亡した場合も同様とする。

第15条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第16条 監事は、年 1 回会計の執行状況を監査し、その結果を総会に於いて報告しなければならない。

第17条 本会は、「一般社団法人愛媛県精神障害者福社会連合会」並びに「今治市障がい者団体連合会」に加入する。

第18条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関する事項は、理事会で定める。

附則 この会則は、平成 3 年 4 月 27 日から施行する。

附則 この会則は、平成 8 年 4 月 18 日から施行する。

附則 この会則は、平成 10 年 4 月 22 日から施行する。

附則 この会則は、平成 11 年 4 月 27 日から施行する。

附則 この会則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

附則 この会則は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。